



平成25年1月18日

国土交通省

北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）工事実施計画の変更認可について

全国新幹線鉄道整備法第9条第1項の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から平成24年12月13日付けで申請のあった北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間の工事実施計画の変更認可申請について、同法第9条第4項の規定に基づき北海道及び青森県へ意見聴取し、回答を得ましたので、平成25年1月18日付けで認可したことをお知らせいたします。

〔主な変更認可内容〕

- 工事予算を「4,590.7億円（平成15年4月価格）」より
「5,508億円（平成23年4月価格）」に変更

連絡先

国土交通省鉄道局施設課
潮崎、倉富

TEL 03-5253-8111(代)内線40832

03-5253-8553(直通)

FAX 03-5253-1634

北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間工事実施計画の概要

1. 線路の概要

- (1) 区 間 新青森・新函館（仮称）間
- (2) 駅の位置 新青森駅（既認可：青森県青森市）
奥津軽（仮称）駅（新 設：青森県東津軽郡今別町）
木古内駅（併 設：北海道上磯郡木古内町）
新函館（仮称）駅（併 設：北海道北斗市）
- (3) 車庫施設及び検査修繕施設の位置
函館総合車両基地（北海道亀田郡七飯町飯田、北斗市稲里）
- (4) 線路延長 1 4 8 km 7 9 0 m（共用区間約 8 2. 0 km を含む）

2. 工事方法の概要

- (1) 最高設計速度 2 6 0 k m / h
- (2) 工事延長 約 1 4 8. 3 k m（新線区間約 6 6. 3 k m、共用区間約 8 2. 0 k m）
 - 路 盤：約 1 0. 2 k m（約 7 %）
 - 橋りょう：約 6. 0 k m（約 4 %）
 - 高架橋：約 3 5. 4 k m（約 2 4 %）
 - トンネル：約 9 6. 7 k m（約 6 5 %）
- (3) 当該区間の主要な施設概要
 - 最小曲線半径 基本 4, 0 0 0 m
 - 最急勾配 2 0. 8 %
 - 軌 間 1, 4 3 5 m m
 - 軌道中心間隔 4. 3 m 以上
 - 列車の制御方式 列車間の間隔を確保する装置による方法
 - 通信設備の概要 光搬送設備及び列車無線設備
 - 電車線の電気方式 交流 2 5 k V
 - 電車線の吊架方式（青函トンネル区間はヘビーコンパウンドカテナリ方式、その他の区間はシンプルカテナリ方式）
 - き電用変電所 2 箇所
- (4) 工事費 5, 5 0 8 億円
- (5) 工事の完了予定時期 平成 2 7 年度末

※下線部は、今回認可による変更事項。